

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
4. 署 名 委 員
13 番 櫻本 誠 委員 1 番 信宮 勝正 委員
5. 議 事
議案第 43 号～49 号について
報告第 19 号～20 号について

○石原会長

議案第 43 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について 7-42 私が説明願います。

土地の所在地	新庄 向 94	登記地目現況地目共に畑	登記面積 273 m ²
	新庄 向 97-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 768 m ²
	新庄 北庄地 157	登記地目現況地目共に畑	登記面積 177 m ²
	新庄 山田 159-1	登記地目畑現況地目田	登記面積 397 m ²
	新庄 苗代 1096-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 98 m ²
	新庄 苗代 1097-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 42 m ²
	新庄 苗代 1097-2	登記地目現況地目共に田	登記面積 38 m ²
	新庄 苗代 1098-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 91 m ²
	新庄 向 1099	登記地目現況地目共に田	登記面積 283 m ²

譲受人	新庄▲▲番地	●● ● ▲▲歳
譲渡人	兵庫県西宮市上甲東園▲丁目▲▲-▲▲-▲▲▲▲号	●● ●● ▲▲歳
譲受理由	新規就農	
譲渡理由	耕作不便	
家族数	3 人	

譲受人は兵庫県の新大阪の辺りから移住して来られました。すなわち譲渡人はここの持ち主さんの長男さんだったんですけど、今は兵庫県の方にお住まいです。譲受人はご夫婦と 3 名というのはお母様がおられます。譲渡人もこちらへお帰りにはならないので、お家とかそれに付帯している農地を処分してということです。大きいのは大作の新庄の方が 3 条で買われています。ちっちゃいやつは誰も手を出さないんで譲受人がお買いになったということです。場所をご覧ください。ぼっちを押していただくと航空写真が出ますので押してください。青い所押してください。出て来ましてでしょうか。ザグザグ長船店、マルナカ長船店をご覧ください。新庄の入り口でございます。上の方に 2 号線に出るニノ樋の交差点があります。そこから入ってきて旧道ですねザグザグ長船店の方から入って来まして新庄の西谷公民館の、ここ西谷地区っていうんですけどその一角にあります。少し拡大してみてください。左下の所の大きなお家が見えますよね。このお家をご購入されました。この周辺の田畑、あるいはこれを縮めて頂くとまた青いやつを押して頂くと北の部分に北庄地という所があります。位置的にはそういう所です。はい、この案が挙がっていたので、こちらへ帰らないということです。その話が不動産屋さんを通してまとまって議案に挙がったということでもあります。譲受人は新庄の方のお付き合いもしてくださっているので今後とも良好な関係が構築できるのかなと思います。以上が私の発表です。よろしくお願いします。

では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局森谷

議案第 43 号受付番号 7-42、3 条所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは 7-42 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

○石原会長

なさそうですので 7-42 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして受付番号 7-43 幡上委員説明願います。

○幡上委員

7-43 について 2 番幡上が説明します。

土地の所在地	浦伊部 耕整 ▲▲▲-▲	登記地目	田	現況地目	畑	登記面積	58 m ²
	浦伊部 耕整 ▲▲▲-▲	登記地目	現況地目	共に	畑	登記面積	12 m ²
譲受人	伊部▲▲▲▲番地▲	●●●●●●●●●●▲▲▲	●●●	▲▲	歳		
譲渡人	岡山市中区中島▲▲▲番地▲▲	●●●●	▲▲	歳			
譲受理由	新規就農						
譲渡理由	耕作不便						
家族数	1 人						

これについてはこの後 5 条で同じ物件が出てきます。とりあえず 3 条で説明させていただきます。地図をご覧ください。備前中学校より南へ約 300m、中学校からすれば丁度山を挟んだ場所になります。今までここは耕作放棄地ということでシート貼って農家として通っておりました。そこを新しく購入される方譲受人が新居を建てるということで、農地について少し畑が欲しいということで 3 条で残してお願いするという事です。説明は以上です。よろしく審議をお願いします。

○石原会長

では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局森谷

議案第 43 号受付番号 7-43、3 条所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。

○石原会長

それでは 7-43 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

これは 5 条で挙がತ್ತるけど、家庭菜園みたいなのでご利用されるということですか。

○幡上委員

はい、そうです。

○石原会長

承知しました。他ございませんか。なさそうですので 7-43 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして受付番号 7-44 頓宮委員説明願います。

○頓宮委員

土地の所在地	吉永町吉永中	下高田	902-3	登記地目現況地目共に田	登記面積	263 m ²
	吉永町吉永中	下高田	933-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	552 m ²

譲受人 吉永町吉永中▲▲▲番地 ●●●● ▲▲歳

譲渡人 広島市佐伯区石内南▲丁目▲▲番▲▲号 ●●●● ●● ▲▲歳 (1/2)

岡山市中区四御神▲▲番地▲ ●●●● ▲▲歳 (1/2)

譲受理由 新規就農

譲渡理由 耕作不便

家族数 2 人

以前からこの土地は譲受人が購入するという話はあったんですけどなかなか話が進まなかったんですが、ここでまとまったということです。場所ですが、地図の方を見て頂けたらと思います。吉永の支所の南に当たるところの位置になります。今は何も付けられてないという状況になっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局森谷

議案第 43 号受付番号 7-44、3 条所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは 7-44 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

なさそうですので 7-44 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第 44 号農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について受付番号 7-4 花岡委員説明願います。

○花岡委員

7-4 について花岡が説明します。

土地の所在地	穂浪	1299-1 登記地目現況地目共に田	登記面積	315 m ²
申請人	大阪府高槻市城南町▲丁目▲番▲▲号	●● ●● ▲▲歳		
転用目的	貸露天駐車場			
施設概要	駐車場	315 m ²		
農地区分	3 種			

申請人は遠隔地大阪府高槻市に住んでいます。当該地は平成 11 年 10 月に相続しています。ここは隣接地に道を挟んだりしておりますけど、住宅がございます。そして田面が低い。道路面から 150 cm 以上下に田んぼがございます。そういうこともあり、日当たりも悪く農作物が育ちにくい、また農業機械の騒音で隣接している住宅から苦情が聞かれるというのものもある。このことや木生地区は道が細くて家を建てていてもそこに駐車場をセットするというのが難しい、古い家も多いのでそういうことにもなっているようです。駐車場がなくて困っている方が非常に多いという事情から貸露天駐車場を考えたそうです。この場所は農地パトロールのタブレット上では農地になってなかったんですが、相談に来られた時にそんな場所はないですよと言うといえいえありますということで私も確認させて頂くと農地があるということが分かりましたが、実際にはもう数十年経っているのではなかろうかと東の方に約半分ぐらい埋め立てていました。その埋め立てた上をいつの頃からかわからないですが、駐車場として 4 台ぐらいの車がおけるようになっておりました。そういったところですが、残されたところを埋め立てて道路の所から少しずつ傾斜を付けながら斜めに整地して駐車場にするような計画であったようです。水路も二面にありまして水路って言ったら一面になりますけど、境の溝なんかもしっかりした作られたものがありましてそれに包まれたものがありまして、そこへ CB 溶液ですか、それを使用して盛土によって圧着をするという方法で作業をするようです。場所は地図を見て頂いたらわかるんですけど丁度 250 号線の市バスの木生のバス停から 100m ぐらい東方向に行った所です。250 号からちょっと入った所だから出入りしやすい所だなと思いました。簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議の上ご議決賜りますようお願いいたします。

○石原会長

事務局、補足説明をお願いします。

○事務局森谷

受付番号 7-4、議案 44 号 4 条農地転用です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第 3 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど花岡委員からご説明のあったとおり、申請人の貸露天駐車場でありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は貸露天駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは7-4につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

聞きそびれたんですが、花岡先生これは表面はどういう仕上げをされるのでしょうか。

○花岡委員

土の圧着ということを書いておりますが、土を入れて30cmずつで締めて行きます。表面は土のままだと思います。状況によってはアスファルトの加工になっていくかもしれないというようなことを代理人さんは仰っていました。

○石原会長

そうですね、水路の方へ雨水が流れ込むわけでしょうから、

○花岡委員

今日配られた4ページの所に左上の所にL字型の食い込みがあるでしょう。あれは家なんです。家が水路を飛び越えて1本柱が田んぼの中に立っている状態で、その付近に柵を埋めるかもしれないと言っておられました。土の方を吸い込むことはそう心配ないです。

○石原会長

その他何かございませんか。なさそうですので7-4につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして7-5 信宮委員説明願います。

○信宮委員

7-5につきまして1 番信宮が説明します。

土地の所在地 鶴海 砂場 3580-1 登記地目現況地目共に畑 登記面積 163 m²

申請人 鶴海▲▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

転用目的 露天駐車場

施設概要 駐車場 91 m²

農地区分 2 種

場所については地図をご覧ください。地図の青い印がありますけどここを押して頂いて写真を見て

頂きたいですが、上の方に備前牛窓線という県道 39 号線が通っておりましてここから約 100m 南へ行った所です。赤い印があると思いますけど、これの写真の下の方に小さい四角の写真があると思います。こちらの方に見やすい写真が出てきます。古い家がありましてこれが申請人の家で平成 28 年にここを買われまして申請人が色々修理されてここへ住んでおられましてその前にあるのが駐車場でございます。以前は畑の隅の方に停めておられたんですが、最近このように塀を作られてカーポートを作られて畑の中で設置されて車が 2 台と軽トラを 1 台、3 台停められるように最近されています。そういったことで畑の中にこういったことをしてもらったら困るということを申請人に言った所この度転用申請が出たということでございます。今日の資料の 11 ページに顛末書が出ておりますのでよろしくお願いいたします。この所は畑でしたけど、前は川でございまして後ろは自宅、東側は道路ということで農地への影響はありません。このような立派な柵を作っておられますので転用せずにされては困るということでこの度の申請になりました。審議のほどよろしくお願いします。

○石原会長

事務局、補足説明をお願いします。

○事務局森谷

議案第 44 号 受付番号 7-5、4 条農地転用です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど信宮委員からご説明のあったとおり、申請人の露天駐車場（住宅用）でありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、当日資料をご覧ください。先ほど信宮委員からもご紹介がありましたが、11 ページに顛末書を付けております。このような状況にありますことをご理解ください。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は露天駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは 7-5 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

顛末書の中でこの度農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について指摘されるまで認識していませんでしたとありますが、指摘したのは信宮委員ということなんですか。

○信宮委員

はい、そうです。

○石原会長

わかりました。

○信宮委員

ここはベンツが2台停まってるんですよ。畑の中にベンツを停めてもらったら困りますということでお話ししました。

○石原会長

はい、勇気ある行動ですね。ベンツですもんね。他にございませんか。
なさそうですので7-5につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。
続きまして議案第45号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認再審議について事務局説明願います。

○事務局長

本件について、再審議とすることを事務局から説明をさせていただきます。
令和7年5月に承認を得た案件ではありますが、所有権移転で審議をしておりました。
正しくは使用貸借権の転用申請でありました。
権利に係る審議が誤っておりましたので、本件で再審議をお願いするものであります。
申し訳ありませんでした。
また、内容等は変更ありませんので、議案説明は省略をさせていただきます。
事務局説明に入らせていただきます。
転用目的につきましては、申請人の一般住宅1棟ということでありますので目的については適当であると考えます。
続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入資金▲▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。
転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。
申請に係る農地の面積ですが、本件は一般住宅のための必要最小限の面積であり適正と考えます。
周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。
本件は父が所有する農地を転用申請し、義理の息子に使用貸借権を設定する転用となっております。
使用貸借の契約書が添付されており、期間を定めず設定されています。
なお、建蔽率 25.71%、438㎡であることから、一般条件は満たしております。
以上であります。ご審議の程よろしく願います。

○石原会長

事務局から説明を頂きました。何か加えて説明することがあればお願いします。

○石原会長

なさそうですので7-5につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第 46 号農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について先程の案件にリンクする案件ですね。7-70 幡上委員説明願います。

○幡上委員

幡上が説明します。

土地の所在地	浦伊部 耕整 252-1 登記地目田現況地目畑 登記面積 191 m ²
	浦伊部 耕整 253-1 登記地目現況地目共に畑 登記面積 216 m ²
譲受人	伊部▲▲▲▲番地▲ ●●●●●●●●●●▲▲▲ ●● ● ▲▲歳
譲渡人	岡山市中区中島▲▲▲番地▲▲ ●● ●● ▲▲歳
転用目的	自己住宅
施設概要	居宅 124.21 m ²
農地区分	3 種

地図をご覧ください。場所は先程と同じ備前中学校から 300m 程南の所でございます。一部居宅につきまして写真を見て頂いたらわかると思うんですけど、先程の畑については上側三角地を畑ということとそれから下側の一部を市道に提供するという事で道の方は確保するという事です。この写真には載っていないんですけど市道に譲るとしています。その下側の所は現在新築の家が建っていますので元々宅地ということでここへ入る道を確保するという感じで道を広げるということでございます。その用地だから提供するという事です。説明は以上です。審議の方よろしく願います。

○石原会長

事務局、補足説明をお願いします。

○事務局森谷

議案第 46 号 受付番号 7-70、5 条農地転用です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第 3 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど幡上委員からご説明のあったとおり、申請人の自己住宅ありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金▲▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は自己住宅のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

なお、建蔽率 30.52%、407 m²であることから、一般条件は満たしております。

なお、許可後、早期に着工したいとお聞きしております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは 7-70 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

幡上委員、市道に提供するというのはどこの面でしょうか。

○幡上委員

写真を見て頂いて今写ってる写真の外側に新築されている家がありますね、道の向かい側。

○事務局森谷

ストリートビューという機能があるんですが、右下のボタンを皆さん押していただくと…、

○幡上委員

境の所道が狭いので通れるようにということです。

○石原会長

分かりました。他にございますか。なさそうですので 7-70 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして 7-71 難波委員説明願います。

○難波委員

土地の所在地 八木山 二軒屋 447-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 836 m²

譲受人 八木山▲▲▲番地▲ 株式会社●●●●●● 代表取締役 ●● ●

譲渡人 赤磐市山陽▲丁目▲▲番▲号 ●● ●● ▲▲歳

転用目的 露天駐車場及び露天資材置場

施設概要 駐車場 177.10 m² 資材置場 228.21 m² 進入路 320.66 m²

農地区分 2 種

説明が要るんですが、田んぼが 1 筆となっていますが白地図を見て頂くと畦があります。なんでこれ 1 筆になっているかわからないんですが、基本的には段差が 30cm ほどあります。ここには入っていないんですが、田んぼの山手側が雑種地となっていて、この雑種地を含めての購入ということだそうです。譲受人の方ですが、紙を作っている所です。川を挟んで以遠地になります。よくよく話を聞いてみると駐車場というよりも今港湾の方にロールで金網が約 2 t あるそうです。その置き場所をどうにかして確保したいということです。駐車場はこの前購入した三石寄りの所を駐車場にしてみても足りない時には駐車場にするということです。あと話を聞いてみると用水路が通っていて、用水路の確保は下の方の田んぼ、畑が使ってるんで水田としてはこの南側は一つもありません。畑として利用するためのきちんとした用水路の確保、これは行うということです。今言ったように田んぼについては段差があるので、埋め立てに関しては全面埋め立てではなくて段差解消のための埋め立てぐらいで農道の高さまでは埋め立てない。一段低い形の埋め立てになると聞いております。以上です。

○石原会長

事務局、補足説明をお願いします。

○事務局森谷

議案第 46 号受付番号 7-71、5 条農地転用です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど難波委員からご説明のあったとおり、申請人の露天資材置場及び露天駐車場でありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は露天資材置場及び露天駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

なお、許可後、4 月 15 日から 8 月 30 日までを工事期間として予定をされております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは 7-71 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

なさそうですので 7-71 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第 47 号農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借設定許可申請承認について受付番号 7-6 信宮委員説明願います。

○信宮委員

7-6 について 1 番信宮が説明します。

土地の所在地 鶴海 臺 2988-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 320 m²

借受人 岡山市中区西川原▲▲番地 ●●●●●●●●▲▲▲号 ●● ●● ▲▲歳

貸出人 鶴海▲▲▲▲番地 ●● ● ▲▲歳

転用目的 自己住宅

施設概要 居宅 59.96 m² 駐車場 30 m²

農地区分 2 種

貸出人の●● ●さんは市役所の部長をされていまして 3 年ほど前に退職されまして現在約 200ha 稲を作っておられまして今年また 3 反ほど増やす予定になっておられます。息子さんの方は瀬戸内市に勤務されておりまして現在岡山の方から瀬戸内市へ通勤されている状況です。こういった中でお父さんも段々年を取って来られますので農業を教えてもらいながら手伝って行こうということでこの度鶴海の方へ家を建てられるということになったようです。

場所については地図の方を見て頂きたいと思います。地図の真ん中より少し上の所に斜めにずっと

県道の牛窓線の 39 号線から約 200m 南側の場所でございます。赤い印が入ってすぐ右側の所に●●●●さんのお家があります。これは●●●●さんのお父さんの名前です。●●●●さんはここに住んでおられまして、道路挟んですぐの所の家を建てられるということです。説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

○石原会長

事務局、補足説明をお願いします。

○事務局森谷

議案第 47 号受付番号 7-6、5 条農地転用使用貸借権です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど信宮委員からご説明のあったとおり、申請人の自己住宅及び駐車場ということですので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金▲▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は一般住宅及び駐車場のための必要最小限の面積であり適正と
考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

本件は父が所有する農地を転用申請し、息子（長男）に使用貸借権を設定する転用となっております。

使用貸借の契約書が添付されており、期間を定めず設定されています。

なお、建蔽率 28.11%、320 m²であることから、一般条件は満たしております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは7-6につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

なさそうですので7-3につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者举手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第 48 号農地転用事業変更申請承認について受付番号 7-3 事務局説明願います。

○事務局長

本件については、平成2年に5条の農地転用許可を受けていたが、その後未実施。

課税は転用を受けていたことから介在田となっておりました。

このたび、当該地の売買が予定されており、本件で改めて事業計画変更とし、畑として許可申請されたものです。

現状としましては畑として供されており、野菜等も植わっている状態でありました。
以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは 7-3 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。
この畑として利用なさるのはどなたでしょうか。

○松本委員

この土地を持っていた方は破産しまして現在申請人となっております弁護士が管理しております。
これを最終的には売りに出して負債の返済に充てるような格好になります。買い手としましては現在の持ち主が買い取った元の持ち主、その方が▲▲万円ほどで買うことで話が進んでいます。現在荒地として草が生えているような状態です。そこを家庭菜園にしようかなと次の持ち主が言われています。

○石原会長

はい、ありがとうございます。その他ございませんか。なさそうですので 7-3 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第 49 号農用地利用集積等促進計画を定めることについて市長より諮問を頂いております。

何かお気づきのことございませんでしょうか。

新庄の案件が 10 ページから 11 ページに出ていますが、これを利用権設定をされている●● ●●さん、JA にお勤めでしたけど、その上から 2 番目の●● ●●さん、行政の OB でいらっしゃいますけど、作られているんですけど腰を痛めたんだということで●●さんは●●さんとか●●さんから受けてたんですけど●●さんにやって頂くんだということで出ています。

他にお気づきのことございませんでしょうか。ないようでしたらこの案件についてご承認いただけますでしょうか。

(はい、の声)

では承認されました。

続きまして報告第 19 号からは農地法第 3 条の 3 の規定による届出が出ております。あっせん希望は無しということですのでお含みおき下さい。

そして先程説明しましたが合意解約が出ております。合意解約の最後のところで●●君のこの案件は●●さんがなにかされるということですか。

○赤木委員

今回牛窓の人に家を売って田んぼをするのに●●の田んぼがかかるとるからそれを解除すると。

○石原会長

そのうち挙がって来るんですね。

○赤木委員

その奥さんが牛窓でエスニック料理をしようんです。ご主人がブラジル人で田んぼをしようかなというので2日ほど前に家の方向だったんですけど。

○石原会長

はい、ありがとうございました。それでは今日の審議はこれで終了いたします。ご協力ありがとうございます。

6. 閉 会

7. そ の 他

・次回、農業委員会総会の開催について

令和8年4月10日(金) 9時30分～ 備前市役所 3階 大会議室

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員

13 番 櫻本 誠 委員

1 番 信宮 勝正 委員